

インターネット専用外貨普通預金規定

第1条 預金の取引

1. インターネット専用外貨普通預金（以下、「この預金」という）への預け入れは、当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用したお客さまご本人名義の普通預金口座または同一外国通貨のインターネット専用外貨定期預金口座もしくは外貨定期預金口座（通帳式）からの振替により行うものとします。
2. 満20歳未満のお客さまはこの預金の取引は利用できません。
3. この預金は通帳または、証書の発行はしません。
4. この預金は現金による預け入れ、払い戻しはできません。
5. この預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象とすることができません。
6. この預金は融資・ローンの担保とすることはできません。
7. この預金は手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。
8. この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定めるものとします。

第2条 預金の払い戻し

1. この預金の払い戻し（この預金口座の解約に伴う払い戻しを含む）は、当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座または同一外国通貨のインターネット専用外貨定期預金口座もしくは外貨定期預金口座（通帳式）への振替によるものとします。
2. 同日にこの預金から複数件の払い戻しをする場合に、その総額が出金可能額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。取引実行時点において払い戻すべき金額が不足しているときには当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 当行がこの預金の残高をこの預金の通貨により払い戻すよう請求された場合でも、当行はこの預金の通貨または当行所定の外国為替相場により換算したこの預金の通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組み合わせのいずれをもっても支払うことができるものとします。本邦通貨にて払い戻す際の換算相場は第5条に準じて取り扱います。

第3条 取扱店の範囲

この預金の預け入れ、解約は、原則として当行本支店の窓口で取引することはできません。

第4条 外貨為替レート通知設定

この預金の取引では、設定した条件を充足する外国為替相場が公示された場合に、電子メールによる通知を受け取ることができます。

第5条 適用外国相場・手数料

1. この預金の預け入れまたは払い戻し（この預金口座の解約に伴う払い戻しを含む）の際にこの預金の通貨以外の通貨へ換算を行う場合には、当行所定の外国為替相場により取扱います。
2. この預金の預け入れ、払い戻しにあたっては、当行所定の手数料、費用等を支払うものとします。

第6条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高について、当行所定の利率、方法によって計算のうえ、付利単位を1通貨単位として、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組み入れます。
2. 利率は金融情勢の変化などにより変更することがあります。

第7条 取引の停止等

1. この預金に係る bankstage 上での取扱時間は、当行指定の時間帯によるものとします。ただし、外国為替市場の動向や当該通貨を発行する政府の通貨政策の変更等により、これに伴う流動性の低下等を勘案して、当行所定の取扱時間内であっても、当行の判断により、各取引を停止することがあります。
2. 次の各号に一つでも該当した場合には、当行はこの預金取引を解約することができるものとします。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (3) 口座開設後、一度も入金のないまま、6ヶ月を経過した場合

第8条 譲渡、質入れ等の禁止

1. この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第9条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を当行所定の方法で届け出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等は支払を要しないものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 10 条 差引計算等

1. 当行が弁済期の到来した債権を有しているときは、この預金の期日のいかに係わらず、当行はいつでも当行所定の方法によりこの預金を相殺または弁済に充当することができます。
2. 前項の場合、払戻請求書は不要とし、換算相場は第 5 条に準じて取扱います。

第 11 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、bankstage 利用規定、インターネット支店利用規定、各種預金規定等当行の他の規定、規則、および当行の手続き、取引慣例等により取扱うものとします。

第 12 条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページによる公表で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 13 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 本契約にもとづく当行との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2021 年 1 月 4 日現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772